

「マルチステークホルダー方針」

当社は、「ともにつくる、つぎをつくる。～いつでもどこでもお客様とともに～」を経営理念に掲げ、企業経営において、お客様、取引先、従業員、地域社会、株主の皆様を含む多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、お客様やパートナー様との共創や、生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、成長により産み出す収益や成果は、「賃金決定の大原則」を前提としながら、社会情勢や自社の状況を踏まえた適切な方法で、賃金の引上げのみならず、教育訓練に加え、働きがいや働きやすさの向上といった多様な従業員の成長と活躍と支援を支える人財投資も含めた総合的な処遇改善に取り組むことで、従業員のエンゲージメント向上や従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

当社は、社業の発展並びに組合員の労働条件の維持改善に協力することで、労使関係の安定と秩序を図ることを目指しています。具体的には、賃金の引上げについては、労使間での真摯な対話に取り組むとともに、教育訓練等については、階層別教育・専門教育・キャリア開発支援を行い、計画的かつ積極的な人財育成に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社は、パートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

・パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/120477-19-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/120477-19-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年3月28日

(2026年3月24日 パートナーシップ構築宣言様式変更による更新)

東芝テックソリューションサービス株式会社

企業名

代表取締役社長 千代 豊

役職・氏名(代表権を有する者)